

長崎市観光マスターブランドスローガン及びロゴマーク取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎市の観光地域づくりの推進を目的に、長崎市観光マスターブランドのスローガン及びロゴマーク（以下「ロゴマーク等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(権利)

第2条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、長崎市に帰属する。

(利用の申請)

第3条 ロゴマーク等を利用する者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、予め利用申請書（様式1）を一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会（以下「協会」という。）会長に提出し、ロゴマーク等の利用を開始する前までに許諾を受けなければならない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道目的に利用するとき
- (2) 長崎市等の公的機関及び公的機関が実施する観光プロモーション事業等を受託した事業者が公的な目的で利用するとき

(利用の許諾)

第4条 協会会長（以下「会長」という。）は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、観光地域づくりの推進に寄与すると認めるときは、許諾するものとする。この場合において、会長は必要に応じて、利用方法その他について、条件を付すことができる。

2 会長は、利用許諾を行ったときは、速やかに利用許諾書（様式2）を申請者に交付する。

(利用許諾の制限)

第5条 ロゴマーク等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は許諾しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき
- (2) 長崎市のイメージの低下に繋がると認められるとき
- (3) 第三者の利益を損害すると認められるとき
- (4) 特定の個人、団体、政党又は宗教団体を支援すると認められるとき
- (5) 申請者が、暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者、その他これらに準ずる者等の反社会勢力に該当するとき

(6) その他会長が不適切と認めるとき

(ブランドマニュアルの遵守)

第6条 利用者は、「長崎市観光マスターブランドマニュアル」を遵守しなければならない。

(利用料)

第7条 ロゴマーク等の利用料は無料とする。

(地位の継承)

第8条 相続人、合併により設立される法人その他利用者の一般継承人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を継承することができる。

(利用許諾の取消し)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を要求することができるものとし、利用者はその措置要求を争うことはできない。

(1) 利用者がこの要綱に違反したとき

(2) 申請内容に虚偽があることが判明したとき

(3) その他ロゴマーク等の利用の継続が不相当であると認められるとき

2 会長は、前項の規定による利用許諾の取消しにより生じる損害について、一切の責任を負わないものとする。

(利用申請の請求)

第10条 協会は、ロゴマーク等を無断で利用している者に対して、この要綱に基づき利用許諾申請を求めることができる。

(利用禁止)

第11条 協会は、ロゴマーク等を無断で利用している者に対して、利用禁止を求めることができる。また、無断利用の態様等が悪質な場合、損害賠償請求をする場合もある。

(損害責任)

第12条 ロゴマーク等を利用することにより生じる一切の損害賠償責任は、利用者が負う。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

付則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。